



# 山形県公報

平成16年6月25日(金)  
第1553号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                          |                  |
|------------------------------------------|------------------|
| 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則.....                | (健康福祉企画課) ...792 |
| 山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....       | (保健薬務課) ...796   |
| 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... | (都市計画課) ... 同    |

### 訓 令

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 山形県医療法施行手続の一部を改正する訓令..... | (健康福祉企画課) ... 同 |
|---------------------------|-----------------|

### 告 示

|                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| 特別保護地区の指定に係る公聴会の開催..... | (環境保護課) ...798         |
| 県営土地改良事業計画の決定.....      | (村山総合支庁農村計画課) ... 同    |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....     | (最上総合支庁農村計画課) ...799   |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....     | ( 同 ) ... 同            |
| 土地改良事業の計画変更の適当の決定.....  | ( 同 ) ...800           |
| 同 .....                 | ( 同 ) ... 同            |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....     | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....     | ( 同 ) ...801           |
| 公共測量の終了の通知.....         | (管 理 課) ...802         |
| 同 .....                 | ( 同 ) ... 同            |
| 道路の位置の指定.....           | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... 同 |

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                                 |   |
|-------------------------------------------------|---|
| 山形県人事委員会規則5 - 2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則..... | 同 |
|-------------------------------------------------|---|

### 病院事業局関係

#### 規 程

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程..... | 803 |
|---------------------------|-----|

### 公 告

|                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| 一般競争入札の公告.....             | (消防防災課) ... 同        |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....    | (置賜総合支庁企画振興課) ...804 |
| 同 .....                    | ( 同 ) ... 同          |
| 一般競争入札の公告.....             | (米沢女子短期大学) ...805    |
| 平成17年度山形県立農業大学校入校者の募集..... | (農業技術課) ...806       |

### 正 誤

規 則

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第52号

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則(昭和41年10月県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「診療録等」を「物件」に改め、同条第3号中「、病床の種別」を削り、同条第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 法第8条の2第2項の規定による診療所及び助産所の休止又は再開の届を受理すること。

第2条第9号中「休止、」及び「又は再開」を削り、同条第14号中「第25条」を「第25条第1項」に、「当該吏員」を「当該職員」に改め、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号の次に次の1号を加える。

(15) 法第25条第2項の規定により病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者に対し物件の提出を命ずること。

第3条第1号の2、第3号の2及び第7号の2中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同条第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 法第8条の2第2項の規定による病院、診療所又は助産所を休止し、又は再開したときの届出 別記様式第8号の2

第3条第9号中「休止し、若しくは廃止し、又は再開した」を「廃止した」に改め、同条第13号中「助産婦」を「助産師」に改め、同条第16号を次のように改める。

(16) 削除

第3条第17号中「又は収容施設」を「、患者を入院させるための施設」に、「若しくは」を「又は入所施設を有する」に改める。

第4条第4項を削る。

別記様式第1号中 「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿 (保健所長)」に改め、

同様式第8項の表中 「看護婦(土) 准看護婦(土) 助産婦」を「看護師 准看護師 助産師」に改め、同様式第13項中「診療室」を

「診察室」に改め、同様式第18項の表中 「診療用放射線同位元素」を「診療用放射性同位元素」に改め、同様

式中第22項及び第23項を削り、第24項を第22項とし、第25項を削り、第26項を第23項とし、同様式第27項中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同項を同様式第24項とし、同様式第28項を同様式第25項とし、同様式第29項の

表中 「療養型病床群 一般」を「療養 一般」に改め、

同項を同様式第26項とし、同様式第30項を同様式第27項とし、同様式第31項の表中 「看護婦勤務室」を

「看護師勤務室」に改め、同項を同様式第28項とし、同様式第32項を同様式第29項とし、同様式第33項

中「患者収容予定数」を「患者入院予定数」に改め、同項の表中

「

|            |     |     |       |     |
|------------|-----|-----|-------|-----|
| 一          | 般   |     |       |     |
| 療養型<br>病床群 | その他 | 精 神 | 感 染 症 | 結 核 |

」を「

|     |       |     |     |     |  |  |  |
|-----|-------|-----|-----|-----|--|--|--|
|     |       |     |     |     |  |  |  |
| 精 神 | 感 染 症 | 結 核 | 療 養 | 一 般 |  |  |  |

」に改め、同項

を同様式第30項とし、同様式第34項を同様式第31項とし、同様式の備考第1項中「第28項まで、第30項及び第31項」を「第25項まで、第27項及び第28項」に改め、同備考第2項第4号中「又は結核病室」を「結核病室又は療養病床に係る病室」に、「療養型病床群」を「療養病床」に改め、「療養型病床群に係る病室及び」を削る。

別記様式第1号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「診療所療養型病床群設置許可申請書」を「診療所療養病床設置許可申請書」に、「療養型病床群の」を「療養病床の」に改め、同様式第3項中

「

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 薬   | 看   | 准   | 助   |
| 劑   | 護   | 看   | 産   |
| 士   | 婦   | 護   | 婦   |
| (士) | (士) | (士) | (士) |

」を「

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 薬 | 看 | 准 | 助 |
| 劑 | 護 | 看 | 産 |
| 師 | 師 | 護 | 師 |

」に改め、同項の表中

同様式第4項中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同様式第5項及び第6項を削り、同様式第7項中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同項を同様式第5項とし、同様式第8項中「療養型病床群に係る病床数及び」

を「療養病床に係る病床数及び」に改め、同項の表中 

|              |
|--------------|
| 療養型病床群に係る病床数 |
|--------------|

 を

「

|            |
|------------|
| 療養病床に係る病床数 |
|------------|

」に改め、同項を同様式第6項とし、同様式第9項を同様式第7項とし、同様式の

備考第1号中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同備考第2号中「看護婦、准看護婦」を「看護師、准看護師」に改める。

別記様式第2号中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に改め、同様式第5項の表中

「

|       |
|-------|
| 助 産 婦 |
|-------|

」を「

|       |
|-------|
| 助 産 師 |
|-------|

」に改め、同様式第9項中「収容定員及び収容室」を「入所定員及び

入所室」に改め、同項の表中 

|         |
|---------|
| 収 容 定 員 |
|---------|

 を 

|         |
|---------|
| 入 所 定 員 |
|---------|

 に、「収容室」

を「入所室」に改め、同様式の備考第2項第2号中「収容する」を「入所させる」に改める。

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名 殿 (保健所長)」を「山形県知事 殿 (保健所長)」に改め、同様式の備考第1項第5号中

「第13号まで又は第15号」を「第8号まで又は第10号」に改め、同項第6号中「第21条第1項第16号」を「第21条第1項第11号」に、「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同項第8号中「収容室」を「入所室」に、「収容定員」を「入所定員」に改め、同項第9号中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同備考第4項を削る。

別記様式第3号の2中「診療所療養型病床群設置許可事項中一部変更許可申請書」を「診療所療養病床設置許可事項中一部変更許可申請書」に、「療養型病床群の」を「療養病床の」に改め、同様式の備考第1項第2号中「から第4号まで」を削り、同項第3号中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同備考第2項中「療養型病床群設置許可申請書」を「療養病床設置許可申請書」に改める。

別記様式第4号中「山形県知事 氏 名 殿 (保健所長)」を「山形県知事 殿 (保健所長)」に改め、同様式第5項中「助産婦」を

「

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 看   | 准   | 助   |
| 護   | 看   | 産   |
| 婦   | 護   | 婦   |
| (士) | (士) | (士) |

」を「

|   |   |   |
|---|---|---|
| 看 | 准 | 助 |
| 護 | 看 | 産 |
| 師 | 護 | 師 |

」に改め、同様式の備考第1

号中「薬剤師及び助産婦」を「及び薬剤師又は助産師」に改める。

別記様式第5号中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に改め、同様式第8項中「従業員」を「従業者」に改め、同項の表中

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| 看   | 准   | 助 |
| 護   | 看   | 産 |
| 婦   | 護   | 産 |
| (士) | (士) | 婦 |

を

|   |   |   |
|---|---|---|
| 看 | 准 | 助 |
| 護 | 看 | 産 |
| 師 | 護 | 産 |

に改め、同様式第19項の表中

「診療用放射線同位元素」を「診療用放射性同位元素」に改め、同様式中第23項及び第24項を削り、第25項を

第23項とし、第26項を削り、第27項を第24項とし、第28項から第30項までを3項ずつ繰り上げ、同様式第31項の表

中「看護婦勤務室」を「看護師勤務室」に改め、同項を同様式第28項とし、同様式の備考第

1項中「第28項まで、第30項及び第31項」を「第25項まで、第27項及び第28項」に改める。

別記様式第6号中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に改め、同様式第7項の表中

「助産婦」を「助産師」に改め、同様式第8項中「助産婦」を「助産師」に改め、同様式第

13項中「収容定員及び収容室」を「入所定員及び入所室」に改め、同項の表中「収容定員」を

「入所定員」に、「収容室」を「入所室」に改め、同様式の備考第2項第1号中「助産婦」を

「助産師」に改め、同項第5号中「収容する」を「入所させる」に改める。

別記様式第7号中「山形県知事 氏 名 殿」「山形県知事 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式の備考第1項第6号中  
(保健所長) (保健所長)

「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同備考第3項第4号中「助産婦」を「助産師」に改める。

別記様式第7号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「診療所療養型病床群設置許可事項中一部変更届」を「診療所療養病床設置許可事項中一部変更届」に、「療養型病床群の」を「療養病床の」に改め、同様式の備考第1項中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同備考第2項中「療養型病床群設置許可申請書」を「療養病床設置許可申請書」に改める。

別記様式第8号中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に改め、同様式の備考第1項第7号中「従業員」を「従業者」に改め、同項第11号中「収容室」を「入所室」に、「収容定員」を「入所定員」に改め、同項第13号及び同備考第3項第2号中「助産婦」を「助産師」に改める。

別記様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第8号の2

年 月 日

山形県知事 殿  
(保健所長)

開設者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印

病院（診療所、助産所）休止（再開）届

下記のとおり病院（診療所、助産所）を休止（再開）したから届け出ます。

記

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 1 名 称                 |         |
| 2 開 設 の 場 所           |         |
| 3 休 止 ( 再 開 ) の 理 由   |         |
| 4 休 止 ( 再 開 ) の 年 月 日 | 年 月 日   |
| 5 休 止 の 予 定 期 間       | 年 月 日まで |

別記様式第9号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「病院(診療所、助産所)休止(廃止、再開)届」を「病院(診療所、助産所)廃止届」に、「休止(廃止、再開)した」を「廃止した」に改め、同様式第3項中「休止(廃止、再開)」を「廃止」に改め、同様式中

|                             |         |   |
|-----------------------------|---------|---|
| 4 休 止 ( 廃 止 、 再 開 ) の 年 月 日 | 年 月 日   | を |
| 5 休 止 の 予 定 期 間             | 年 月 日まで |   |

|               |       |       |
|---------------|-------|-------|
| 4 廃 止 の 年 月 日 | 年 月 日 | に改める。 |
|---------------|-------|-------|

別記様式第11号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式第4項の表を次のように改める。

|                           |
|---------------------------|
| 精 神 感 染 症 結 核 療 養 一 般 合 計 |
| 床 床 床 床 床 床 床             |

別記様式第11号の備考第2号中「看護婦」を「看護師」に改める。

別記様式第12号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式第4項の表を次のように改める。

|                         |
|-------------------------|
| 精 神 感 染 症 結 核 療 養 一 般 計 |
| 室 床 室 床 室 床 室 床 室 床 室 床 |
| 室 床 室 床 室 床 室 床 室 床 室 床 |

別記様式第13号の備考中「助産婦」を「助産師」に改める。

別記様式第14号第1項の表中「従 業 員 定 員  
( 職 種 別 )」を「従 業 者 定 員  
( 職 種 別 )」に改める。

別記様式第16号を次のように改める。

様式第16号 削除

別記様式第17号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式第3項中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同様式の備考第1号中「療養型病床群設置(変更)許可」を「療養病床設置(変更)許

可」に、「収容室」を「入所室」に、「収容定員」を「入所定員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第1項第1号中「診療録等」を「物件」に改め、同項第3号中「、病床の種別」を削り、同項第8号の次に次の1号を加える。

（8）の2 法第8条の2第2項の規定による診療所及び助産所の休止又は再開の届の受理に関すること

別表保健所長の項第1項第9号中「休止、」及び「又は再開」を削り、同項第14号中「第25条」を「第25条第1項」に、「当該吏員」を「当該職員」に改め、同項第15号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

院 法第25条第2項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者に対する物件の提出命令に関すること

---

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第53号

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和37年10月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「別表第1号から第6号まで」を「別表第1号から第5号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第54号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年6月県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 訓 令

---

山形県訓令第19号

健康福祉部  
保 健 所

山形県医療法施行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県医療法施行手続の一部を改正する訓令

山形県医療法施行手続（昭和62年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（診療所廃止届の写しの提出）

第1条 保健所長は、医療法(昭和23年法律第205号)第9条第1項の規程による届出(同法第7条第2項第4号に規定する療養病床が設けられている診療所の廃止に係るものに限る。)を受理したときは、当該届出書の写しを知事に提出しなければならない。

第3条中「医療法施行令」を「医療法施行令(昭和23年政令第326号)」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号 削除

別記様式第2号1号紙(表)中

| 一 般 | 精 神 | 結 核 | 感 染 症 | 計 |
|-----|-----|-----|-------|---|
| 室   | 室   | 室   | 室     | 室 |
| 床   | 床   | 床   | 床     | 床 |
|     |     |     |       |   |
|     |     |     |       |   |
|     |     |     |       |   |
|     |     |     |       |   |
|     |     |     |       |   |
|     |     |     |       |   |
|     |     |     |       |   |
|     |     |     |       |   |

| 精 神 | 感 染 症 | 結 核 | 療 養 | 一 般 | 計 |
|-----|-------|-----|-----|-----|---|
| 室   | 室     | 室   | 室   | 室   | 室 |
| 床   | 床     | 床   | 床   | 床   | 床 |
|     |       |     |     |     |   |
|     |       |     |     |     |   |
|     |       |     |     |     |   |
|     |       |     |     |     |   |
|     |       |     |     |     |   |
|     |       |     |     |     |   |
|     |       |     |     |     |   |
|     |       |     |     |     |   |
|     |       |     |     |     |   |

を

に、

総合病院の名称使用承認

を

地域医療支援病院の名称使用承認

に、

看護婦(士) 准看護婦(士) 助産婦

を

看護師 准看護師 助産師

に、

| 歯 科   |  |
|-------|--|
| 技 工 士 |  |
| 人     |  |
|       |  |
|       |  |

を

| 歯 科   | 看 護   |  |
|-------|-------|--|
| 技 工 士 | 補 助 者 |  |
| 人     | 人     |  |
|       |       |  |
|       |       |  |

に改める。

別記様式第2号3号紙(表・裏)を削る。

別記様式第4号(表)中

| 一 般 | 変 更 許 可<br>( 届 出 ) | 使 用 許 可 |
|-----|--------------------|---------|
| 室   | 第 号                | 第 号     |
| 床   | ・ ・                | ・ ・     |

| 療 養 | 一 般 | 計 | 変 更 許 可<br>( 届 出 ) | 使 用 許 可 |
|-----|-----|---|--------------------|---------|
| 室   | 室   | 室 | 第 号                | 第 号     |
| 床   | 床   | 床 | ・ ・                | ・ ・     |

|  |     |     |   |  |  |  |     |     |    |
|--|-----|-----|---|--|--|--|-----|-----|----|
|  | 第 号 | 第 号 | を |  |  |  | 第 号 | 第 号 | に、 |
|  | .   | .   |   |  |  |  | .   | .   |    |
|  | 第 号 | 第 号 |   |  |  |  | 第 号 | 第 号 |    |
|  | .   | .   |   |  |  |  | .   | .   |    |

「看護婦（士）准看護婦（士）助産婦」を「看護師准看護師助産師」に、

「歯科技工士人」を「歯科技工士人看護補助者人」に改める。

別記様式第5号（表）中「収容定員」を「入所定員」に、「助産婦」を「助産師」に、

「業務に従事する助産婦」を「業務に従事する助産師」に改める。

附 則  
この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第691号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 日 時                   | 場 所   | 公 聴 会 に お いて 聴 こ う と す る 案 件                                  |
|-----------------------|-------|---------------------------------------------------------------|
| 平成16年7月16日<br>（金）午後2時 | 小国町役場 | 西置賜郡小国町の区域内に、平成16年11月1日から平成26年10月31日までの期間、小国鳥獣保護区特別保護地区を指定する件 |

山形県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営川原子地区土地改良（畑地帯総合整備事業（担い手支援型））事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称



県営川原子地区土地改良(畑地帯総合整備事業(担い手支援型))事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

天童市役所  
東根市役所

3 縦覧に供する期間

平成16年7月7日から  
同 年8月5日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第693号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、田郎堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年6月25日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所             |
|----------|------|----------------|
| 理事       | 高橋秀也 | 最上郡真室川町大字大沢184 |
| 同        | 佐藤信弥 | 同 679          |
| 同        | 佐藤芳美 | 同 833          |
| 同        | 小松栄富 | 同 381          |
| 同        | 佐藤勝義 | 同 1067         |
| 監事       | 姉崎治一 | 同 178          |
| 同        | 佐藤範男 | 同 816          |

山形県告示第694号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、田郎堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成16年6月25日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所             |
|----------|------|----------------|
| 理事       | 高橋秀也 | 最上郡真室川町大字大沢184 |
| 同        | 佐藤信弥 | 同 679          |
| 同        | 佐藤芳美 | 同 833          |
| 同        | 小松栄富 | 同 381          |

|    |      |   |      |
|----|------|---|------|
| 同  | 佐藤勝義 | 同 | 1067 |
| 監事 | 姉崎治一 | 同 | 178  |
| 同  | 佐藤範男 | 同 | 816  |

## 山形県告示第695号

泉田川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年6月16日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月25日

山形県知事 高橋和雄

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 野々村地区土地改良事業変更計画書(農業用排水施設)の写し
- (2) 泉田川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

真室川町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成16年6月28日から同年7月27日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第696号

泉田川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年6月16日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月25日

山形県知事 高橋和雄

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 野々村地区土地改良事業変更計画書(暗渠排水)の写し
- (2) 泉田川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

真室川町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成16年6月28日から同年7月27日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第697号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、笹川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年6月25日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                    |
|----------|--------|-----------------------|
| 理事       | 村上 誠   | 東田川郡羽黒町大字野荒町字北田11番地 1 |
| 同        | 佐藤 岩太郎 | 同 藤島町大字蛸井興屋字大槻東78番地   |
| 同        | 丸山 計治  | 同 羽黒町大字荒川字花沢172番地     |
| 同        | 上林 均   | 同 藤島町大字蛸井興屋字水尻18番地    |
| 同        | 高山 龍弘  | 同 大字無音字沼田107番地        |
| 同        | 相澤 芳朗  | 同 羽黒町大字川行字川原18番地 1    |
| 同        | 齋藤 巧   | 同 大字玉川字玉川170番地        |
| 監事       | 加藤 忠志  | 同 大字荒川字荒泉橋15番地        |
| 同        | 丸山 章   | 同 大字川代字下川代185番地       |
| 同        | 成澤 仁   | 同 藤島町大字大川渡字中谷地13番地    |

## 山形県告示第698号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、笹川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成16年6月25日

山形県知事 高橋 和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                    |
|----------|--------|-----------------------|
| 理事       | 村上 誠   | 東田川郡羽黒町大字野荒町字北田11番地 1 |
| 同        | 佐藤 岩太郎 | 同 藤島町大字蛸井興屋字大槻東78番地   |
| 同        | 丸山 計治  | 同 羽黒町大字荒川字花沢172番地     |
| 同        | 上林 均   | 同 藤島町大字蛸井興屋字水尻18番地    |
| 同        | 高山 龍弘  | 同 大字無音字沼田107番地        |
| 同        | 相澤 芳朗  | 同 羽黒町大字川行字川原18番地 1    |
| 同        | 齋藤 源一  | 同 大字大口字宮ノ下32番地 1      |
| 監事       | 加藤 忠志  | 同 大字荒川字荒泉橋15番地        |
| 同        | 丸山 英一  | 同 大字荒川字堤下116番地        |

|   |     |     |                  |
|---|-----|-----|------------------|
| 同 | 成 澤 | 仁 同 | 藤島町大字大川渡字中谷地13番地 |
|---|-----|-----|------------------|

## 山形県告示第699号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、地域振興整備公団山形総合開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字松原地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成15年12月10日から平成16年3月26日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量)

## 山形県告示第700号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、地域振興整備公団山形総合開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字松原地域及び上市市金瓶地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成16年1月9日から同年3月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量)

## 山形県告示第701号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び村山市役所において縦覧に供する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私有(村)第251号
- 2 指定の場所 村山市楯岡大沢川3591番11の一部
- 3 道路の現況 幅員 5.70メートル  
延長 28.55メートル
- 4 指定年月日 平成16年6月17日

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第2条の2第1項中「(置賜総合支庁及び庄内総合支庁にあつては、福祉課福祉第一係及び福祉第二係)」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

## 山形県病院事業管理規程第14号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年6月25日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程(平成15年3月県病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

|                       |                                                        |   |
|-----------------------|--------------------------------------------------------|---|
| 受託検査及びレントゲン撮影料        | 療養に係る健康保険法の告示別表第1第2章第3部及び第4部に定める点数により算定した額に1.05を乗じて得た額 | を |
| 診療記録複写料(用紙を用いるものに限る。) | 1枚につき10円                                               |   |
| 受託検査及びレントゲン撮影料        | 療養に係る健康保険法の告示別表第1第2章第3部及び第4部に定める点数により算定した額に1.05を乗じて得た額 | に |

改める。

## 附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県防災行政通信ネットワーク保守点検業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 入札の場所及び場所

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁災害対策室(3階)  
 (2) 日 時 平成16年7月14日(水) 午後3時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県防災行政通信ネットワーク保守点検業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 平成17年3月31日(木)
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2の規定による登録を受けた登録点検事業者であること。
- (3) 電波法施行令(平成13年政令第245号)第2条第3項第1号に規定する第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者又はそれと同等以上の資格者を有しており、現地作業に配置できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部危機管理室消防防災課防災係 電話番号 023(630)2255
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する者は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書その他必要な書類(以下「証明書等」という。)を平成16年7月2日(金)午後4時までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、開札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続きの停止等があり得る。
  - (4) 詳細については、入札説明書による。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年6月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人美しい地球を守るネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
小林 貞一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県東置賜郡高島町大字一本柳1384番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、二酸化炭素削減のためケナフ等の栽培の他にあらゆる角度から地球環境の健全化のために研修し実践する事業活動を行い、地域住民の環境意識の高揚をはかることを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称

## 特定非営利活動法人さわやかサービス

## (2) 代表者の氏名

佐竹 武司

## (3) 主たる事務所の所在地

山形県長井市栄町4-17 長井村塾内

## 允 定款に記載された目的

この法人は、長井市及びその周辺の住民の中で、移動の不自由な高齢者や身体の不自由な方または、その家族に対して、通院等援助・買い物代行・家事等援助・除雪等、社会参加のために必要だと思われることを支援する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立米沢女子短期大学教育用コンピュータ賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 米沢市通町六丁目15番1号 山形県立米沢女子短期大学小会議室(1階)

(2) 日 時 平成16年7月15日(木) 午前11時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立米沢女子短期大学教育用コンピュータ賃貸サービス 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成16年度10月1日から平成20年9月30日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

印 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。

(2) 当該賃貸物品又はこれに相当する規模の物品を納入した実績を証明できること。

(3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

米沢市通町六丁目15番1号 山形県立米沢女子短期大学教務学生課 電話番号0238(22)7330

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年7月5日(月)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured : Lease service of computers for Yamagata Prefectural Yonezawa Women's Junior College : 1 set
- (2) Time limit for tender : 11:00 AM. July 15 , 2004
- (3) Contact point for the notice : Yamagata Prefectural Yonezawa Women's Junior College, 15-1 Torimachi 6-chome, Yonezawa-shi, Yamagata-ken 992-0025 Japan TEL 0238-22-7330

平成17年度山形県立農業高等学校の入校者を次のとおり募集する。

平成16年6月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 募集人員

50名

## 2 応募資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校を卒業した者(平成17年3月に卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等の学力を有すると知事が認めた者。

## 3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業高等学校に提出すること(郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。)

- (1) 推薦入校 平成16年10月25日(月)から同年11月5日(金)まで
- (2) 一般入校 平成17年1月11日(火)から同月24日(月)まで

## 4 選考試験

## (1) 推薦入校

イ 期 日 平成16年11月12日(金)  
 ロ 場 所 山形県立農業高等学校  
 ハ 試験科目 小論文及び面接

## (2) 一般入校

イ 期 日 平成17年2月10日(木)  
 ロ 場 所 山形県立農業高等学校  
 ハ 試験科目 国語(古文及び漢文を除く。)、数学、小論文及び面接

## 5 その他

詳細については、山形県立農業高等学校(電話 0233(22)1527)、農林水産部農業技術課(電話 023(630)2440)又は最寄りの総合支庁産業経済部農業普及課に問い合わせること。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報番号  | ページ | 行  | 誤           | 正            |
|-------------|--------|-----|----|-------------|--------------|
| 平成16. 4. 9  | 第1532号 | 481 | 11 | 「0.10パーセント」 | 「年0.10パーセント」 |
| 平成16. 5. 14 | 第1541号 | 621 | 4  | 措置。         | 措置           |



|   |             |     |    |     |    |
|---|-------------|-----|----|-----|----|
| 同 | 同           | 623 | 9  | 措置。 | 措置 |
| 同 | 6.11 第1549号 | 740 | 41 | 措置。 | 措置 |

平成16年6月25日印刷  
平成16年6月25日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056